

2025 年 6 月

医療関係者各位

「ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL」および
「ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL」
の今後の供給予定についてのご案内

ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社

弊社が製造販売する合成副腎皮質ホルモン剤トリアムシノロンアセトニド水性懸濁注射液「ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL」および「ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL」（以下「両製品」）につきましては新製造ラインの適格性評価に関連した調査に時間を要し、出荷を限定することを余儀なくされる事態となり、医療関係者の皆様、患者様に多大なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

現在弊社では、厚生労働省および主要な関連学会と協議を重ねるとともに両製品の早期の製造再開を目指して海外本社も含め全社を挙げて取り組んでおりますが、この度、製剤製造所における新製造ラインの適格性評価に関連した調査にさらに時間を要することが判明しました。このため、並行して旧製造ラインを用いた製造についても検討を進めております。しかしながら、現時点では製造再開時期が未確定のため、今後の供給につきましては以下の通りとさせていただきますのでご理解いただけますようお願いいたします。今後の供給状況等、変更がございましたら改めてご案内いたします。

<当面の供給予定>

- ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL
2025 年 4 月にお知らせした時点では、在庫消尽時期を 7 月初旬とご案内しておりましたが、欠品を避けるため出荷量をさらに削減し引き続き特約店様への限定出荷を行います。
2025 年 10 月までは、本剤の限定出荷前の需要の 1 割ほどの出荷になります。
この場合、在庫消尽時期は 10 月後半となる見込みです。
- ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL
2025 年 4 月にお知らせした時点では、出荷量通常で限定出荷とさせていただいておりましたが、今後は出荷量を削減して、限定出荷を行います。
2025 年 11 月までは、本剤の限定出荷前の需要の 4 割ほどの出荷になります。
この場合、在庫消尽時期は 11 月初旬となる見込みです。

また、両製品の有効成分であるトリアムシノロンと同一成分・同一効能効果を有する注射剤はございませんが、【別紙】に両製品と他のステロイド注射剤の効能・効果の一覧をお示しします。効能又は効果、用法及び用量が両製剤と異なりますので、各製品の添付文書を ご確認の上、個々の患者様の病態および状態像に基づき、効能又は効果、用法及び用量の範囲内でご使用をご検討ください。

こちらの資料は、弊社医療従事者向け Web サイト（<https://www.bmshealthcare.jp/>）からもご確認いただけます。なお、他剤副腎皮質ホルモン製剤の供給も限られていることから関係特約店様ともご相談の上、代替治療をご検討頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社 メディカル情報グループ

TEL 0120-093-507

<参考：ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルトーA 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム懸濁注射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注射 液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射液
内分泌疾患	慢性副腎皮質機能不全（原発性、続発性、下垂体性、医原性）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*副腎性器症候群	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*亜急性甲状腺炎	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*甲状腺中毒症（甲状腺（中毒性）クリーゼ）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*特発性低血糖症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リウマチ性疾患 整形外科疾患	関節リウマチ	筋肉内注射、関節腔内注射	○関節腔内注射のみ	○関節腔内注射のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	若年性関節リウマチ（スチル病を含む）	筋肉内注射、関節腔内注射	○関節腔内注射のみ	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リウマチ熱（リウマチ性心炎を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リウマチ性多発筋痛	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
膠原病	強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）に伴う四肢関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エリテマトーデス（全身性及び慢性円板状）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	全身性血管炎（高動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	△適応症の記載が異なる 全身性血管炎（大動脈炎 症候群、結節性動脈周囲 炎、多発性動脈炎、ウェグ ナ肉芽腫症を含む）	○	○	○	○	X
	多発性筋炎（皮膚筋炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*強皮症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
腎疾患	*ネフローゼ及びネフローゼ症候群	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
心疾患	*うつ血性心不全	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
重症感染症	*重症感染症（化学療法と併用する）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
血液疾患	*溶血性貧血（免疫性又は免疫性機序の疑われるもの）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*白血病（急性白血病、慢性骨髄性白血病の急性転化、慢性リンパ性白血病）（皮膚白血病を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*顆粒球減少症（本態性、続発性）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*紫斑病（血小板減少性及び血小板非減少性）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*再生不良性貧血	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
消化器疾患	*凝固因子の障害による出血性素因	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*限局性腸炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*潰瘍性大腸炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*重症消耗性疾患の全身状態の改善（癌末期、スプルーを含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*肝硬変（活動型、難治性腹水を伴うもの、胆汁うっ滞を伴うもの）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神経疾患	*脳脊髄炎（脳炎、脊髄炎を含む）（但し、一次性脳炎の場合は頭蓋内圧亢進症状がみられ、かつ他剤で効果が不十分なときに短期間用いること）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*末梢神経炎（ギランバレー症候群を含む）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*重症筋無力症	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*多発性硬化症（視束脊髄炎を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*小舞踏病	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
悪性腫瘍	*顔面神経麻痺	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*脊髄網膜膜炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*悪性リンパ腫（リンパ肉腫症、細網肉腫症、ホジキン病、皮膚網膜症、菌状息肉症）及び類似疾患（近縁疾患）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*好酸性肉芽腫	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*乳癌の再発転移	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
外科疾患	副腎摘除	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*臓器・組織移植	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*副腎皮質機能不全患者に対する外科的侵襲	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*蛇毒・昆虫毒（重症の虫さされを含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*卵管整形術後の癒着防止	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X

*印 経口投与不能時にのみ用いること

★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

<参考：ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルトーA 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム懸濁 注射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注射 液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用
泌尿器科疾患	*前立腺癌（他の療法が無効な場合）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚疾患	★*湿疹・皮膚炎群（急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼・小児湿疹、ビダール苔癬、その他の神経皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など）（但し、重症例以外は極力投与しないこと）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	★*痒疹群（小児ストロフルス、蕁麻疹様苔癬、固定蕁麻疹を含む）（但し、重症例に限る。また、固定蕁麻疹は局注が望ましい）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*蕁麻疹（慢性例を除く）（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	★*乾癬及び類症〔尋常性乾癬（重症例）、乾癬性関節炎、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、稽留性肢端皮膚炎、疱疹状膿疱症、ライター症候群〕	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	★*掌跖膿疱症（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	X	○	○	X	X
	★*扁平苔癬（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	X	X	X	X	X
	*成年性浮腫性硬化症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	X	○	○	○	X
	*紅斑症（★多形滲出性紅斑、結節性紅斑）（但し、多形滲出性紅斑の場合は重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*粘膜皮膚眼症候群〔開口部びらん性外皮膚症、ステフンス・ジョンソン病、皮膚口内炎、フックス症候群、ヘーチェット病（眼症状のない場合）、リップシュッツ急性陰門潰瘍〕	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天疱瘡群（尋常性天疱瘡、落葉状天疱瘡、Senear-Usher症候群、増殖性天疱瘡）	筋肉内注射	X	X	△経口投与不能時に限定	○	△経口投与不能時の制限あり	○	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定	○	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定
	*デューリング疱疹状皮膚炎（類天疱瘡、妊娠性疱疹を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*帯状疱疹（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	○
眼科疾患	★*紅皮症（ヘブラ紅色靴襞疹を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*内眼・視神経・眼高・眼筋の炎症性疾患の対症療法（ブドウ膜炎、網脈絡膜炎、網膜血管炎、視神経炎、眼高炎症性偽腫瘍、眼高漏斗尖端部症候群、眼筋麻痺）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*外眼及び前眼部の炎症性疾患の対症療法で点眼が不適当又は不十分な場合（眼瞼炎、結膜炎、角膜炎、強膜炎、虹彩毛様体炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X

*印 経口投与不能時にのみ用いること
★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

<参考：ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルトーA 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム懸濁 注射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注射 液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射液
耳鼻咽喉科 疾患	*急性・慢性中耳炎	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	急性・慢性中耳炎	中耳腔内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*滲出性中耳炎・耳管狭窄症	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	滲出性中耳炎・耳管狭窄症	中耳腔内注入、耳管内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	アレルギー性鼻炎	筋肉内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、鼻甲介内注射	○筋肉内注射、鼻腔内 注入、鼻甲介内注射 ×ネブライザー	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋肉内注射、ネブライ ザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	花粉症（枯草熱）	筋肉内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、鼻甲介内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋肉内注射、ネブライ ザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	副鼻腔炎・鼻茸	筋肉内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、副鼻腔内注入、鼻 茸内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、副鼻腔内注入、鼻茸 内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭炎・喉頭浮腫	筋肉内注射、ネブライザー、喉 頭・気管注入	○ネブライザー、喉頭・気管 注入	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*喉頭ボリープ・結節	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭ボリープ・結節	ネブライザー、喉頭・気管注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*食道の炎症（腐蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食 道拡張術後	筋肉内注射	X	X	X	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）	○ （ケナコルト筋注用にあ る*の制限なし）
	食道の炎症（腐蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食 道拡張術後	ネブライザー、食道注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法	耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法	筋肉内注射、軟組織内注射、 ネブライザー、副鼻腔内注入、 鼻甲介内注射、喉頭・気管注 入、中耳腔内注入、食道注入	○軟組織内注射、ネブライ ザー、副鼻腔内注入、鼻甲 介内注射、喉頭・気管注 入、中耳腔内注入、食道注 入	X	○筋肉内注射、軟組織 内注射、ネブライザー、 副鼻腔内注入、鼻甲介 内注射、喉頭・気管注 入、中耳腔内注入 ×食道注入	○	○	○	○	○	○	○	X
	難治性口内炎及び舌炎（局所療法で治癒しないもの）	軟組織内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	変形性関節症（炎症症状がはっきり認められる場合）	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
整形外科領域	外傷後関節炎	関節腔内注射	○	○	○	X	X	X	○	○	○	X	X
	非感染性慢性関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	関節周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、 滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱鞘炎（非感染性のものに限る）	腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、 滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	滑液包炎（非感染性のものに限る）	滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	口腔外科領域手術後の後療法	筋肉内注射	X	X	○	X	X	X	○	○	○	○	○
呼吸器疾患	気管支喘息（但し、筋肉内注射以外の投与法では不適 当な場合に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	気管支喘息	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*薬剤その他の化学物質によるアレルギー・中毒（薬疹、 中毒疹を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*血清病	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	びまん性間質性肺炎（肺線維症）（放射線肺臓炎を含 む）	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*印 経口投与不能時にのみ用いること
★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

＜参考：ケナコルトーA皮内用関節腔内用水懸注50mg/5mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧＞

	効能又は効果	投与経路	ケナコルトーA 筋注用関節腔内用 水懸注40mg/1mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム懸濁注射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注射 液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用
リウマチ性疾患 整形外科疾患	関節リウマチ	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	若年性関節リウマチ（スチル病を含む）	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）に伴う四肢関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚疾患	★湿疹・皮膚炎群（急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼・小児湿疹、ピダール苔癬、その他の神経性皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など）、（但し、重症例以外は極力投与しないこと。局注は浸潤、苔癬化の著しい場合のみとする）	局所皮内注射	X	X	○	○	○	○	X	X	X	○	X
	★痒疹群（小児ストロフルス、尋麻疹様苔癬、固定尋麻疹を含む）（重症例に限る）	局所皮内注射	X	X	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	X	X	X	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	X
	★乾癬及び類症（尋常性乾癬（重症例）、乾癬性関節炎、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、積留性肢端皮膚炎、疱疹状膿疱疹、ライター症候群）のうち尋常性乾癬	局所皮内注射	X	X	○尋常性乾癬	○尋常性乾癬のみ	○左記効能効果欄の疾患のうち尋常性乾癬のみ	○左記効能効果欄の疾患のうち尋常性乾癬のみ	X	X	X	○尋常性乾癬	X
	★扁平苔癬（重症例に限る）	局所皮内注射	X	X	○	○	○	○	X	X	X	X	X
	限局性強皮症	局所皮内注射	X	X	○	X	X	X	X	X	X	X	X
	★円形脱毛症（悪性型に限る）	局所皮内注射	X	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X
	★早期クロイド及びクロイド防止	局所皮内注射	X	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X
耳鼻咽喉科 疾患	急性・慢性中耳炎	中耳腔内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	滲出性中耳炎・耳管狭窄症	中耳腔内注入、耳管内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	アレルギー性鼻炎	ネブライザー、鼻腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライザー、鼻甲介内注射	○鼻腔内注入、鼻甲介内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋内内注射、ネブライザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	花粉症（枯草熱）	ネブライザー、鼻腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライザー、鼻甲介内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋内内注射、ネブライザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	副鼻腔炎・鼻竇	ネブライザー、鼻腔内注入、副鼻腔内注入、鼻竇内注射	○軟組織内注射、ネブライザー、副鼻腔内注入、鼻竇内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭炎・喉頭浮腫	ネブライザー、喉頭・気管注入	○ネブライザー、喉頭・気管注入	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭ポリプ・結節	ネブライザー、喉頭・気管注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	食道の炎症（病蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食道拡張術後	ネブライザー、食道注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法	局所皮内注射、軟組織内注射、ネブライザー、副鼻腔内注入、鼻甲介内注射、喉頭・気管注入、中耳腔内注入、食道注入	○軟組織内注射、ネブライザー、副鼻腔内注入、鼻甲介内注射、喉頭・気管注入、中耳腔内注入、食道注入	X	○筋内内注射、軟組織内注射、ネブライザー、副鼻腔内注入、鼻甲介内注射、喉頭・気管注入、中耳腔内注入 ×食道注入	○	○	○	○	○	○	○	X
	難治性口内炎及び舌炎（局所療法で治癒しないもの）	軟組織内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	変形性関節症（炎症症状がはっきり認められる場合）	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
整形外科領域	外傷後関節炎	関節腔内注射	○	○	○	X	X	X	○	○	○	X	X
	非感染性慢性関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	関節周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱鞘炎（非感染性のものに限る）	腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	腱周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	滑液包炎（非感染性のものに限る）	滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	気管支喘息	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸器疾患	びまん性間質性肺炎（肺線維症）（放射線肺臓炎を含む）	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○

★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること